

【令和7年度からの協定書（案）に追加で含む】

（利用料金の徴収にかかる電子マネー決済手数料の補填）

第 条 利用料金の徴収にかかる電子マネー決済手数料（以下「手数料」という。）の補填とは、乙が行う利用料金の徴収において、手数料が発生した場合、その手数料相当額を甲が乙に対して支払うことである。

2 乙は、電子マネー決済を導入する場合は、導入する利用区分、収納代行業者及び電子マネー決済にかかる手数料率等について、甲に対して事前に協議をし、甲の承諾を得なければならない。

3 手数料の補填の額は、利用料金を電子マネーで徴収した場合に発生する手数料の額とする。

4 手数料の補填の支払方法は、四半期ごとの実績払いとする。

5 乙は、四半期ごとに手数料の徴収実績を集計し、甲へ報告するものとする。

6 乙は、四半期ごとに手数料の補填の支払いに関する請求書を、甲に提出するものとする。

7 甲は、当該請求書を受理した日から30日以内に、乙に対して手数料を支払うものとする。